

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者

ふ り が な

住 所

ふ り が な

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

郵便番号 □□□-□□□□

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条第 2 項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種目)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号 ( ) -
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する一般廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

(裏面)

従業員の住所氏名等	別紙2のとおり
1日の作業能力 並びに作業区域 及び取扱事業所	別紙3-①のとおり
取扱料金	10kgあたり 円
添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 作業計画を記載した書類（別紙3-①に含む）</li><li>2 事業の用に供する施設の構造仕様書及び附近見取図</li><li>3 申請者が上記に掲げる施設の所有権を有すること （申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限 を有すること。）を証する書類</li><li>4 申請者が法人である場合には、定款の写し及び登記 事項証明書</li><li>5 申請者が個人である場合には、住民票の写し又は外国 人登録証明書</li><li>6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当 しない旨を記載した書類</li><li>7 事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方 法を記載した書類</li><li>8 申請者が法人である場合には、直前1年の事業年度 における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべ き額及び納付済額を証する書類</li><li>9 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、 直前1年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証 する書類</li><li>10 その他市長が必要と認める書類</li></ol>
備考	

(別紙 1)

事務所及び事業場の所在地案内図

所在地	前橋市 町

- (注) 1 この図面は、事業場の所在地ごとに作成する。  
2 別途地図を添付することにより代用することができる。



(別紙2-①続紙) 従業員の住所氏名等(役員)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数  (ふりがな) 氏名又は名称	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がいる場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考 1 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(別紙 2 - ②) 従業員名簿 (役員を除く)

	役職名	氏名	住所	担当業務及び資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

(注) 資格は廃棄物処理業務に関するもの及び廃棄物処理に準じるものに限る。

(別紙 3 - ①)

作業計画書 (中間処理施設)

施設の種類				
施設設置場所				
処理方式				
施設の許可若しくは届出又は承認の番号	年 月 日 番号 : (処理能力 t / 日)			
取扱事業所 (搬入)	搬入の方法 :			
	許可業者名 又は搬入者	所在地	廃棄物の種類	取扱量 (t)
保管	保管の方法 :			
	保管面積	m2	保管容積	m3
処理	処理の方法 :			
	1 日の作業能力 : t / 日			
	作業区域 :			
搬出	搬出の方法 :			
	搬出先	所在地	処理委託又は売却別	予定量 (t)
	残さ発生量 : t / 日			
	残さ搬出先 : 住所 :			

(別紙 3 - ①)

作業計画書 (最終処分場)

廃棄物処理 施設事前協議	年 月 日 (処理能力 t / 日)
事業計画 (概要・目的・経 緯等)	
施設の種類	埋立
処理能力	敷地面積 $m^2$ 埋立面積 $m^2$ 埋立容積 $m^3$
埋立予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
埋立品目	
埋立量	t / 月 ( $m^3$ )
埋立方法	
埋立地の管理	
主要設備の概要	



(別紙 3 - ②)

事業の用に供する施設の構造等

処理区分	施設記号	製造者名型式	廃棄物種類	処理能力(t日)
例 破砕	AA	前橋廃棄物製 AX-83257	木くず	3.8
			廃プラスチック	5.3

全体配置図

添付のとおり

(別紙 3 - ③)

### 事業の用に供する保管の場所等

#### 処理前廃棄物

処理区分	保管場所名 又は記号	面積式	面積 (m <sup>2</sup> )	容積式	容積 (m <sup>3</sup> )	廃棄物種類
例 破砕	A	3×2	6	$6 \times 2 \times \frac{1}{3}$	4	木くず
合計						

#### 処理後廃棄物

処理区分	保管場所記号 又は名称	面積式	面積 (m <sup>2</sup> )	容積式	容積 (m <sup>3</sup> )	種類
例 破砕	A-1	3×1.5	4.5	$4.5 \times 2 \times \frac{1}{3}$	3	チップ
合計						

※ 「保管場所記号又は名称」と別紙 3 - ②の「全体配置図」に記した記号を併せること。

(別紙 4)

### 公害防止対策

水 質 関 係	水質汚濁防止法で規制されている物質で排出が予想される物質及びその濃度	
	水 量	
	排水処理方式	
	一級河川までの放流先経路	
大 気 関 係	大気汚染防止法で規制されている物質で排出が予想される物質及びその濃度	
	排 ガ ス 量	
	排ガスの処理方法	
騒 音 関 係	発生源の騒音レベル	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止装置	
振 動 関 係	発生源の振動レベル	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止装置	

続紙

悪臭防止措置	
粉じん防止措置	
飛散防止措置	
流出防止措置	
地下浸透防止措置	
火災防止措置	
腐食防止措置	
処理施設への雨水の流入防止措置	
囲いの状況	
中間処理施設であることの表示方法	

(別紙 5)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

事業の開始に要する資金の総額	円
自己資金	円
借入資金	円
事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由	

※ 自己資金の場合は金融機関の預貯金残高証明書等を、借入資金の場合は金融機関等の融資証明書等を添付すること。

(金融機関の証明書等添付欄)

--

(別紙 6)

資産に関する調書

年 月 日

資産の種類別	内 訳	数 量	金 額 (円)
資 産 計			
負債の種類別	内 訳	数 量	金 額 (円)
負 債 計			

※申請日直近の事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）を添付することで、代用することができる。

(別紙 7)

## 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

該当に○を記し、証する書面を添付すること。

添付書類名	○欄
<b>①講習会修了証の写し</b> *注1	
(法人) 役員、事業場の代表者 修了者名 [ ]	
(個人) 申請者、政令で定める使用人 修了者名 [ ]	
年 月 日付け、更新申請・変更許可申請時に添付のため省略 *注3	
<b>②技術管理者の資格を証する書面</b>	
一 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)	
二 技術士法第二条第一項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	
三 第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者 [イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ]	
四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 [廃棄物処理施設技術管理者講習会の修了者*注1 ]	
年 月 日付け、更新申請・変更許可申請時に添付のため省略 *注3	
廃棄物処理法施行令第5条施設を有しないため省略	

注1 ①講習会修了証、②四 廃棄物処理施設技術管理者講習会の修了証は、日本産業廃棄物処理振興センター、日本環境衛生センターが開催する講習会修了者に交付される修了証等です。

注2 [ ]欄は該当する者の氏名、該当の記号に○で囲むこと。

注3 前回更新申請書又は変更許可申請書に修了証を添付した場合は、省略ができます。

(別紙 8)

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者  
住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。



(別紙 9)

年 月 日

## 誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2 各号に掲げる者が、同条で規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。

- 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2  
第 16 条の 2 市長は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による申請があつた場合において、次に掲げる者が前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。
- (1) 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)
  - (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
  - (3) 政令第 4 条の 7 に規定する使用人
  - (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者
- (参考)
- 前橋市暴力団排除条例  
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律  
第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (注) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定による申請とは、一般廃棄物収集運搬業の許可申請、一般廃棄物処分業の許可申請、又は一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更許可申請をいう。

## 従事者証申請者一覧

	氏 名	住 所	担 当 業 務 及 び 資 格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(注) 1 処分の作業に従事する従事者全員申請すること。

2 一般廃棄物処分業従事者証交付申請書の申請者と同じ。

従事者証交付・再交付申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

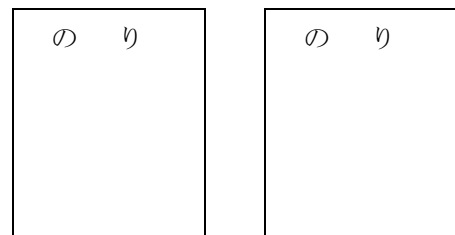
前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条第3項の規定により、  
一般廃棄物~~収集運搬業~~・処分業従事者証の交付・~~再交付~~を受けたいので申請  
します。

記

住 所  
氏 名  
職 名  
生年月日 大・昭・平 年 月 日 生

写 真 添 付

- 1 6か月以内に撮影したものに限る
- 2 写真裏面に氏名を記入する
- 3 のりの部分だけのりづけする



サイズ (縦3.0cm×横2.4cm)